

●香川県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年1月23日から同年2月13日まで一般の縦覧に供する。

平成21年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市大野原町大野原字三軒屋 5790番地先から	前	8.4～9.1	87	交通安全施設工事 による歩道新設
観音寺市大野原町大野原字三軒屋 5787番1地先まで	後	10.4～10.8	87	